

薬の取扱いについて

1 薬の取り扱いについての基本的な考え方及び本校における薬の取り扱いについて

医師から処方された薬の服用補助は医療行為のため、本人または保護者が行うことが原則とされています。しかし、児童生徒自身が薬を管理、服用するには難しい面があり、他の児童生徒による薬の誤飲事故のおそれもあります。そこで、本校では児童生徒の健康・安全に配慮し、服薬が必要な児童生徒については処方内容を把握した上で、適切に対応していきたいと考えております。

つきましては、次の(1)または(2)に該当する場合のみ、服薬の補助を行いますので、御理解とご協力をお願い致します。

(1) 常用薬

慢性疾患やてんかんなどの治療を目的として、医師の処方により継続的に服用している薬。

(2) 臨時薬

風邪等の症状改善のため、医師の処方により一時的に服用する薬。

※ 薬局等で購入した市販薬や、以前に処方されて残っていた薬は除きます。また、「頭が痛くなったら」「かゆくなったら」などの症状に応じて服用する頓服薬は、教職員が児童生徒の身体の状態を判断することができないため、お預かりすることはできません。

2 手続きの方法

(1) 常用薬

「服薬補助依頼書(常用薬)」をダウンロードしていただき、お使いください。必要事項を御記入の上、薬の処方箋のコピーを添付して担任へ提出してください。医師の処方どおり正しく服薬ができるように、薬は1回分ずつに分け、**クラス、氏名、服薬する日時**を明記して、1週間分を週のはじめに提出してください。また、学期のはじめには、学校に保管するための予備薬(1回分)をあわせて御提出ください。

(2) 臨時薬

「服薬補助依頼書(臨時薬)」をダウンロードしていただき、記入例に沿って御記入の上、1回分の薬とともに提出してください。その際、正しく服薬ができるように、薬には**クラス、氏名、服薬する日時**を明記してください。

3 その他

- ① 頓服薬はお預かりできませんので御理解ください。
- ② 学校では飲み忘れや他の児童生徒による誤飲等の事故を防ぐため、薬を持参したときは必ず担任へお知らせください。
- ③ 常用薬を服用している児童生徒については、災害等不測の事態が起き、万一学校待機になった場合に備え、**1日分の薬をお子さまのかばんに常備しておく**ことをお勧めしています。常備する際は誤飲等の事故を防ぐため、クラス、氏名、服薬する時間を明記したうえで、かばんに縫い付ける等の配慮をお願いします。また、担任へ薬の保管場所をお知らせください。